

健康保険証情報を確認するための提出書類

従来の提出書類	令和6年12月2日以降の提出書類(いずれか1つ)
「健康保険証」の写し	1 「資格情報のお知らせ」の写し (右下の部分を取り取る前のもの)
	2 「資格確認書」の写し
	3 マイナポータル画面を印刷したもの (資格情報の「区分」～「裏面」までが分かるもの)
	4 「有効期限内の健康保険証」の写し

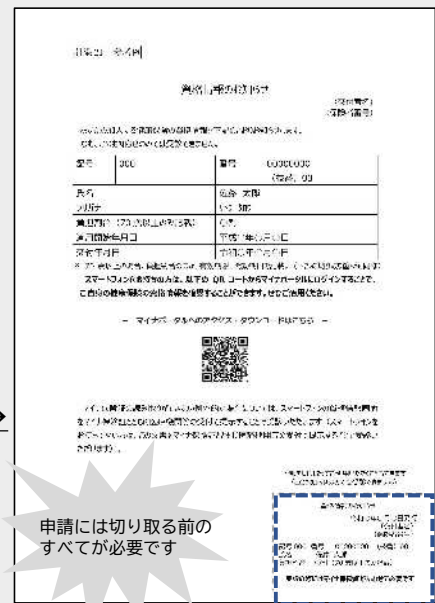
健康保険証情報の確認書類について

○ 「資格情報のお知らせ」の写し

被保険者資格の基本情報が記載されており、個人単位で発行されます。

マイナ保険証のオンライン資格確認ができない医療機関を受診する際や、機器の故障等があった場合に、マイナンバーカードとともに医療機関に提示することで保険証として利用できます。

資格情報のお知らせイメージ→

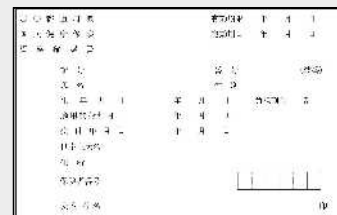


○ 「資格確認書」の写し

マイナンバーカードの健康保険利用を申請していない人及びマイナ保険証を所持しているが、事情によりオンライン資格確認ができない状況にある人に交付されます。

現在の健康保険証と同様に医療機関に提示して利用できます。

資格確認書イメージ→



○ マイナポータルの画面を印刷したもの

☆資格情報の「区分」～「裏面」までが分かるように、スクリーンショットを撮ったものを印刷してください。

☆「本人家族の別」「保険者名」が記載されていない場合は、別途確認書類が必要です。

マイナポータルの具体的な操作方法については「マイナポータル 健康保険証情報」で検索

マイナポータルのスクリーンショットイメージ↓

